

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>農業協同組合法第 11 条の 2 第 1 項等の規定に基づき、農業協同組合等がその経営の健全性を判断する基準等の一部を改正する件（平成 25 年金融庁・農林水産省告示第 1 号。以下「改正告示」という。）附則第 2 条第 1 項等では、適格旧資本調達手段に係る基準額は、適用日（平成 26 年 3 月 31 日）における適格旧資本調達手段の額及びコア資本の額を用いて計算することとされていますが、決算月が 3 月以外の協同組織金融機関（農業協同組合、漁業協同組合及び信用協同組合の一部）については、適用日における適格旧資本調達手段の額を確認することは可能なものの、適用日におけるコア資本の額を正確に算出することが実務的に困難な場合が想定されます。この場合、適格旧資本調達手段に係る基準額の計算において、適用日におけるコア資本の額に代えて、改正告示に基づき初めて自己資本比率の算出を行う日（中間決算日を含む。以下「初回算出日」という。）におけるコア資本の額を用いても良いでしょうか。</p>	<p>適格旧資本調達手段に係る基準額の計算において、その決算月が 3 月ではないことから適用日時点におけるコア資本の額を正確に算出することが実務上困難である場合には、初回算出日におけるコア資本の額や適用日から初回算出日までの間における財務状態の変動等に照らし、初回算出日におけるコア資本の額を用いて算出した適格旧資本調達手段に係る基準額が、適用日における適格旧資本調達手段に係る基準額と異なる蓋然性が高いと認められる場合に限り、これを改正告示附則第 2 条第 1 項等に定める適格旧資本調達手段に係る基準額とみなすことも許容されます。</p>
2	<p>改正告示附則第 3 条第 1 項に規定される「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額」（改正告示附則第 1 条の規定による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断する基準第 2 条又は第 10 条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができるもの）は、系統金融機関向けの総合的な監</p>	<p>貴見の通りです。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p> 督指針の改正案中Ⅱ－２－２－１（２）③ウにおける「自己資本比率規制上の自己資本（適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。）」又はⅡ－２－４－３（２）における「自己資本の額（適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。）」に含めることが可能と理解して良いでしょうか。 </p>	